

○特定非営利活動促進法施行条例施行規則

新	旧
<p>(縦覧) (削る。)</p> <p><del>第三条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)</del>  <del>第十条第二項の公衆の縦覧は、環境生活部県民生活課において行うものとする。</del></p> <p>(情報通信の技術を利用する方法による手続き等を行う場合に必要な事項)</p> <p><del>第二十条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第六項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、同法第三条第八号に規定する申請等に係る同条第五号に規定する書面等のうち</del>  <del>にその原本を確認する必要があるものがあると知事が認める場合とする。</del></p> <p>2 前項に定めるもののほか、条例第十四条に規定する規則で定める事項については、知事等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年千葉県規則第百九十四号)の例による。</p>	<p>(公表及び縦覧)</p> <p><del>第三条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)</del>  <del>第十条第二項(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による公表は、県のウェブサイトへの掲載により行うものとする。</del></p> <p>2 法第十条第二項の公衆の縦覧は、環境生活部県民生活課において行うものとする。</p> <p>(情報通信の技術を利用する方法による手続き等を行う場合に必要な事項)</p> <p>(新設)</p> <p>第二十条 条例第十四条に規定する規則で定める事項については、知事等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年千葉県規則第百九十四号)の例による。</p>